

公共施設の管理者等に関する協議書（同意書）

年 月 日

（函館市長 様）

（函館市公営企業管理者企業局長 様）

住 所

申請者

氏 名

印

都市計画法第32条の規定に基づき、開発行為により設置される公共施設の管理および用地等の帰属について、次のとおり協議いたします。

記

（1）開発区域に含まれる地域の名称

（2）開発区域の面積

（3）新たに設置される公共施設

種 類	番 号	概 要			管 理 者	用 地 等 の 帰 属	帰 属 の 条 件	摘 要
		幅 員 寸 法	延 長	面 積				

(4) 法第40条第1項の規定が適用される場合における従前の公共施設

種類	番号	概要			管理者	公共用地の 用に供する 土地の所有者	帰属 の条件	摘要
		幅員 寸法	延長	面積				

備考1 一の公共用地が二以上の者に帰属することとなる場合には「摘要」の欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。

2 「概要」の欄には、広場、公園、緑地および消防の用に供する貯水施設については面積のみを、下水管渠については寸法および延長のみを記入すること。

3 公共施設の位置等を明示した土地利用計画平面図を添付すること。

上記の協議事項と次の条件を付して同意する。

条件

- 1 当該公共施設の用に供する土地に抵当権が設定されている場合および申請者以外の者の所有となっている場合は、開発行為に関する工事の完了検査日までに抵当権を抹消するとともに申請者が当該土地の所有権を取得すること。
- 2 開発行為に関する工事の検査済証の交付に先立ち当該公共施設の用に供する土地の帰属に係る嘱託登記に必要な登記承諾書、印鑑証明書等の書類を提出すること。
- 3 開発行為に関する工事の検査済証の交付日から7日以内に当該公共施設の用に供する土地の分筆登記および地目登記を行うこと。
- 4 当該協議により帰属された公共施設が、完了公告の翌日から2年以内に瑕疵が生じた場合は、申請者の責任において補修すること。

年 月 日

(函館市長)

(函館市公営企業管理者企業局長)